山口県	萩市、山陽小野田市
福岡県　八女	広川町
佐賀県	佐賀市
鹿児島県	志布志市、奄美市
大島	瀬戸内町、龍郷町

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名　郡名	市町村名	
長野県	小県	青木村
島根県	隠岐	隠岐の島町
山口県	防府市、山陽小野田市	
佐賀県	佐賀市	
鹿児島県	奄美市	
大島	瀬戸内町	

○総務省告示第百三十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○財務省告示第九十七号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）第十四条第一項の規定により発行する引揚者国庫債券で平成二十三年四月一日以後の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

寸法　全体	縦三百二十四ミリメートル
寸法　本券	横二百十三ミリメートル
寸法　利賦札	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし
表面	彩紋、唐草模様及び地模様 「記名」の文字及び財務大臣の印章 「日本政府」、「賦札」及び「利札」の文字 記号、番号及びその他の文字
表面	紫色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字
裏面	紫色
その他	各利賦札に切取り用刷り目打ち

（備考）　引揚者国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

（表　面）

